

↓これが申請書。市から届きます。すぐに返送を。

総務省の現時点の様式案。実際に届く申請書と異なる場合があります

＜特別定額給付金の申請は、本申請書の郵送のほか、マイナポータル上でのオンライン申請も可能です＞

特別定額給付金申請書

申請日 令和 年 月 日  
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村  
市区町村長殿

現時点での様式(案)

市区町村受付印

○世帯主(申請・受給者)  
(フリガナ) 氏名 生年月日 現住所  
明治・大正・昭和・平成  
印 年 月 日 日中に連絡可能な電話番号 ( )

※記名押印に代えて署名することができます。  
下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。  
①受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。  
②公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。  
③市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、申請・受給者(代理人も含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請を取り下げられたものと見なします。  
④他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。

○給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。  
もし記載に誤りがあれば、朱書きで訂正してください)  
氏名 続柄 生年月日  
1 千代田 太郎 世帯主 昭和60年10月1日  
2 千代田 花子 妻 平成2年4月1日  
3 千代田 直子 子 令和元年12月31日  
4  
5  
6  
合計金額 3 0 0 . 0 0 0 円

○受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に「」を入れて、必要事項を御記入ください。)  
□ A 指定の金融機関口座(申請・受給者又はその代理人の口座に限ります。)への振込を希望  
□ この口座が当市区町村の水道料、地方税等の引落し又は払込みに現に使用している口座であって、申請・受給者の名義である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要はありません。)  
また、当該口座の確認について、水道局、税務局等に照会を行うことを承諾します。  
(希望する口座) □ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当受給口座

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)  
金融機関名(ゆうちょ銀行を除く) 支店名 分類 口座番号(五詮めでお書きください。) (フリガナ) 口座名義  
1銀行 2金庫 5農協 6漁協 7信託 8信連 本・支店 本・支所 出張所 1普通 2当座  
支店コード  
ゆうちょ銀行 通帳記号(6桁がある場合は、※欄に記入ください) 通帳番号(右詮めでお書きください) (フリガナ) 口座名義  
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。

□ B 申請書を窓口で提出し、後日、給付(申請書の返送の必要はありません。)  
(金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

【代理申請(受給)を行う場合】  
(フリガナ) 代理人氏名 代理人年生年月日 代理人住所  
明治・大正・昭和・平成  
印 年 月 日 日中に連絡可能な電話番号 ( )

上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の申請・請求 受給 申請・請求及び受給 を委任します。  
← 法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

※記名押印に代えて署名することができます。

# 世論の力「1人10万円」日本共産党

申請書27日発送、6月5日振込開始  
給付金を受け取るには申請が必要です

10万円の給付金(特別定額給付金)が支給されます。  
春日部市では、郵送による申請書の送付開始は27日(水)から順次振り込みを予定しています。

市役所から世帯主に申請書が郵送されます。申請書には給付対象者の氏名、合計金額が印刷されています。

振込先の口座(世帯主名義)を記入し、口座を確認できる書類(預金通帳)と、本人確認の書類(健康保険証や運転免許証など)の写しと一緒に同封の返信用封筒で、早めに市役所に返送します。

給付金は、順次世帯主名義の銀行口座にまとめて振り込まれます。申請は3カ月以内です。

マイナンバーカードを使つたオンライン申請は、すでに1日(金)から開始され、振り込みは13日(水)から始まりました。  
なお、給付金に対する所得税、個人住民税は非課税です。また、差し押さえは法律で禁止されています。

## ●DV避難者なども受け取れます

DVや虐待を理由に自宅から避難している人は、今いる自治体で給付金を受け取れます。虐待や性暴力など家に帰れない事情があり民間団体の宿泊支援を受けている未成年者も対象です。

世帯主に給付金が振り込まれてしまつた後でも、給付を受けられます。詳しくは市役所に問い合わせてください。日本共産党も相談に応じます。

ご意見・ご要望は日本共産党へ 生活相談も受け付けています



うづき武彦

総務委員会委員、  
都市計画審議会委員

小渕162-1  
春日部サンハイツ2-404  
☎761-6185



松本ひろかず

市党議団長、  
議会運営委員会委員、  
教育環境委員会委員、  
議会改革検討特別委員

小渕1334-1  
☎752-3947



並木としえ

党市議団幹事長、  
厚生福祉委員会委員、  
市民健康保険運営協議会委員

大場374-19  
東中野568-1  
☎737-4576  
☎746-6136



大野とし子

教育環境委員会委員、  
国民健康保険運営協議会委員

内牧5033-1  
グリーンパーク春日部1-111  
☎761-3676



今尾やすのり

建設委員会副委員長、  
埼葛斎場組合議会議員、  
広報広聴委員会委員

八丁目1468  
☎752-6025



坂巻かつのり

建設委員会委員、  
広報広聴委員会副委員長

第21号 2020年5月発行  
〒344-8577 春日部市中央6-2 春日部市議会内  
電話 048-736-1111 内線 3147・3148  
日本共産党市議団 <https://www.jcp-kasukabe.jp/>  
ホームページ

日本共産党春日部市議員団ニュース

# コロナ危機

# みんなの声を政治に

## 日本共産党市議団

### ご意見・ご要望・相談はこちらへ

- ・日本共産党市議団、または各市議会議員  
電話 048(736)9933  
ファックス 048(736)9991
- ・日本共産党春日部市議団のホームページ  
<https://www.jcp-kasukabe.jp/>

2020年5月7日  
春日部市長 石川 良三 様  
日本共産党春日部市議会議員団  
団長 幹事長  
松本 浩敏  
並木 武彦  
卯月 彦子  
大野 とし子  
今尾 安徳  
坂巻 勝則

### 生活困窮者への特別定額給付金を 早期に支給することを求める要望書

長期にわたり新型コロナウイルスの感染防止対策のために奮闘されている市長はじめ、職員の皆様に感謝申し上げます。

緊急事態宣言が5月31日まで延長され、市民生活への影響がさらに大きく広がっています。

4月30日に国会で一人一律10万円の「特別定額給付金」の支給が決定しました。春日部市では、5月中に申請書を送付し、支給は6月以降になるとのことです。しかし、生活に苦しむ市民からは、「一日でも早く現金が必要」と、切実な声があがっています。そこで、下記の通り要望しますので、よろしくお願いいたします。

記

江戸川区では、特別定額給付金（一人10万円）を一日も早く現金を必要と希望する方のみを対象に、先行して申請の受付を行い、給付金を支給しています。春日部市でも同様な取り組みを行ってください。

### 事業資金の相談は

市商工振興課（平日午後7時まで）  
☎ (736) 1111 内線7755・7756・7757

休業等による生活福祉資金の特例貸付は、3月25日（水）から実施しています。4月30日現在、緊急小口資金（主に休業された方向け）の申込数は200件、貸出数は115件、貸出金額は1582万円です。総合支援資金（主に失業された方向け）の申込数は3件、貸出数は2件、貸出金額は90万円です。

問い合わせは社会福祉協議会 ☎ (762) 1081

**緊急小口資金の貸出数は115件、  
貸出金額は1582万円**

緊急小口資金と総合支援資金があります。  
従来の「低所得世帯等に限定」を緩和し、収入の減少があれば、休業や失業状態でなくても適用の対象になります。自営業者や個人事業主、アルバイトでも可能です。  
両方で最大80万円まで借りられます。返済時に住民税非課税世帯以下の場合は返還免除となります。

**生活に困った時は・・・  
生活福祉資金などの利用を**

「緊急事態宣言」が5月31日まで延長され、市民生活への影響がさらに大きく広がっています。特にひとり親世帯では、生活が大変苦しくなっています。  
鴻巣市では「ひとり親家庭等緊急支援給付金」制度を創設し、子ども1人当たり3万円を支給。  
坂戸市では経済的影響を受けた家庭の支援策として、ひとり親世帯と就学援助世帯に対して1世帯当たり5万円を支給。行田市ではひとり親世帯と就学援助世帯に、子ども1人当たりに2万円の市内共通商品券を臨時給付。  
「子育て日本」を目指す春日部市においても、ひとり親世帯と就学援助世帯に、早急に子ども1人当たり3万円を支給することを要望しました。

**「ひとり親世帯に3万円の  
給付金の支給」を要望**

**「緊急事態宣言」延長で  
公共施設休館継続**

「緊急事態宣言」の延長にとらない、5月31日（日）まで人3万円の給付を行うことを求める要望書」を提出しました。

「緊急事態宣言」が5月31日まで延長され、市民生活への影響がさらに大きく広がっています。特にひとり親世帯では、生活が大変苦しくなっています。

小・中学校は臨時休校とし、市内公共施設等についても、臨時休館または貸館等を休止します。

また、市主催及び共催のイベント等についても市内で感染者例が確認されている状況も踏まえ、感染拡大の防止という観点から、引き続き5月31日まで、原則として延期又は中止となりました。

すでに、7月11日（土）・12日（日）に開催予定の「第48回春日部夏まつり」は中止を決定しています。

小児救急夜間診療所（市役所第二別館1階）を利用して「発熱外来」が5月1日から始まりました。6月末までの予定ですが、状況により7月以降も延長します。

P C R 検査などを行い、診療時間は、平日の午後1時～4時ですが、人員配置の目途がつき次第午前中も実施します。

診療業務は、市医師会に委託し、対象は、市内医療機関の紹介患者で予約制です。

陽性の場合は紹介元医療機関が春日部保健所に連絡し、その後は保健所が症状に応じて対応します。

今年3月から4月23日までの救急搬送（急病）の入電から医師引継までの搬送時間は平均で約53分、最長で3時間46分、30分未満は59件、30分以上60分未満は522件、1時間以上は206件です。

病気やケガをしないよう十分注意しましょう。

**救急搬送・平均で約53分**

